

町 長	副町長	課 長	主 幹	担 当	合 議

会 長

署名委員

署名委員

第3回 上富良野町国民健康保険運営協議会議事録

- 1 日 時 自 平成 19 年 11 月 28 日 19 時 00 分
至 平成 19 年 11 月 28 日 20 時 45 分
- 2 場 所 上富良野町役場 審議室
- 3 出席者

公 益 代 表 北川 昭雄・岡本 康裕

保険医・薬剤師代表 渋江 久・園田 明弘・松井 英治

被 保 険 者 代 表 杉本 隆一・鎌田 孝徳・小松 紀代美

(欠席委員 大柳 房子)

事 務 局 副町長・町民生活課長・高橋主幹・岡崎主幹

北川主査・及川主査・鹿嶋主査

4 付議議題

- ・ 平成 19 年度国民健康保険特別会計補正予算について
- ・ 国民健康保険税条例の一部改正について

副町長挨拶	みなさま方には夜分ご参集いただき誠にありがとうございます。今紹介のありました副町長の田浦です。今日はあいにく町長が東京へ出張中でありますので、私の方から代わりまして挨拶させていただきます。19年度の国民健康保険の事業運営につきましての医療給付など内容につきましては後ほど説明をさせていただきたいと思ひます。また、ご案内のとおり75歳以上の方の後期高齢者医療制度につきましても現在、北海道の広域連合において来年の4月をスタートとすべくそれぞれ取り組んでいるところであります。いろいろと議論されていますが、今のところ保険料等につきましても新聞報道されていますし、また後程報告事項で説明させていただきたいと思ひます。町としても取り組む課題がありますので、それらにつきましても後程説明させていただきたいと思ひます。さて今日は国保の予算につきましても一部修正をしなければならない事案がありますので、諮問事項の中で国保事業の会計の予算の補正につきましてご説明し、原案をお認めいただきたいと思ひます。後期高齢者医療制度に関連した国保の税条例制度等の改正につきましても諮問事項としてご提案致しますのでよろしくお願ひします。
会 長	役員改選から2回目の運営協議会ということになりますが、今副町長よりお話しがありましたように、来月の定例議会に一部補正予算と一部条例の改正を提案することですので、今回諮問事項の中でご討議をしていただきます。また、報告事項の中で国民健康保険に関して改定もあるということですので、常時説明を受けながらその内容を把握していただきたいと思ひます。いずれにしましても諮問事項が審議の中で重要な事項でありますので、よろしくお願ひ致します。
	今回の運営委員会の議事録署名委員について事務局案は。
町民生活課長	渋江委員・園田委員にお願ひしたいと思ひます。
会 長	今回の運営委員会の議事録署名委員は渋江委員・園田委員にお願ひします。
1 報告事項	
(1)平成19年度国民健康保険税納付状況等について	
町民生活課長	H19.10.31現在の収納状況から調定額、収納額について、又町税及び国保税の納期回数の見直しについて説明(議案P1~P3により説明)
及川主査	平成20年度保険税算定の基本的な考え方について説明(議案P4~P6により説明)
会 長	納期の改正事項については3月の議会に提案ということですか。

町民生活課長	3月の議会に提案予定するものですから、今回の厚生常任委員会で内容等報告していきたいと思います。
会 長	全体的な金額は変わらないということなのか？
町民生活課長	医療給付の部分で限度額が56万円に設定されていたが、47万円に引き下げられ、その代わりに後期高齢者支援金として12万円が設定されたということで、59万円になり結果的に限度額は上がることとなります。
副町長	賦課の対象になる人は医療分も介護分も同じ人になるのか？
及川主査	医療分と後期高齢者支援分は74歳以下の方が国保に残り、医療分と後期高齢者支援分については全員の方が対象になり、介護分については今までどおり40歳から65歳の方が対象となります。
松井委員	後期高齢者支援分の税率はどうなるのか。
及川主査	国保税の場合は、毎年税率の算定を保険給付額から逆算して求めていく。今回75歳以上の方が後期高齢者医療制度に移行するため、医療給付の総額が変更になります。そのため、税率を求める作業を今進めている最中でありまして、税率等については、次回の運営協議会で報告し、3月の定例議会に向けて整理示していきたいと考えています。
(2) 平成19年度国民健康保険の給付状況について	
及川主査	一般被保険者、退職被保険者、老人保健分に分けてH19の上半期の1人当たり費用額等について説明（議案P7～12により説明）
松井委員	一般と退職に分けて給付状況を見なければいけないのか？
及川主査	退職者分については各保険者の拠出金により精算がされ、国保会計の財源上振分ける必要があります。
副町長	どのような病気で医療費の高額としてあるのか？
岡崎主査	医療費が高額となった8月の診療内容を確認しますと24名の方が1月で4,398万円であったが、8月全体の収入の6,500万の中の4,388万ということで殆どがその一部の方の入院費等となっているが、原因疾患を見ると心臓疾患、腎臓疾患の方が3名おり重なっている。過去の健診データとレセプトデータを突合して原因究明をしている。
(3) その他	・後期高齢者医療制度について ・特定検診等実施計画について

及川主査	後期高齢者医療制度（主に保険料の賦課算定）、特定健康診査等実施計画（素案） について説明（議案 P13～16 により説明）
岡崎主幹	腎臓病（透析状況）の推移、生活習慣病対策での健診の役割などの状況を説明 （別添資料により説明）
2 諮問事項	
(1)平成 19 年度国民健康保険特別会計補正予算について	
及川主査	H19 保険安定基盤軽減（支援）分及び財政安定化支援分の確定による一般会計繰 入金の増、支出においては保険税還付金（過年度）、予備費の補正計上について、 12 月補正予算の提案概要について説明（議案 P17～20 により説明）
会 長	歳出の 50 万円保険税の還付金ということで、何人ぐらいいるのか？
及川主査	予算資料ではその他支出金ということで、他の項目も入っていますが保険税の過 年度の還付金としては当初予算 60 万円で組んでいたが、現在過年度に遡って執行 している分につきましては、4 月から現在まで 20 件ほどで 29 万 4 千 100 円執行済 みです。そして今回執行残がまだあるわけですが、今回 1 件 4 年ほど遡りまして国 保の資格を喪失する届出をする方がいましてその関係で補正しました。
副町長	4 年も遡って支払うということか？届出義務は 2 週間なのでは？届出義務がある ことを周知していかなければならないのでは。
松井委員	何年遡れるかの規定はあるのか？
及川主査	地方税法の関係でいうと 5 年となっています。家族が多く世帯主が国保税を支払 っていた例もあります。医療給付の確認についてはレセプト等により、審査機関で ある国保連合会に過誤調整ということで返戻したり、戻す期間が過ぎれば直接保険 者間等から返戻を受けるというのが実態であります。
会 長	当初予算を 60 万組んでいるということは、結構毎年あるということですね。
及川主査	毎年 20 件程度あります。
会 長	この補正予算についてはみなさんよろしいですか。
各委員	（異議なし）
(2)国民健康保険税条例の一部改正について	
及川主査	健康保険法の一部改正に伴い、国保税の徴収方法として特別徴収導入に関する国 保税条例の改正について説明。（議案 P21～23 により説明）

会 長 国の制度改正に基づいてやらなければいけないということですね。この内容でよろしければこのまま改正させていただくということによろしいですか。

各委員 (異議なし)

会 長 以上で報告案件、諮問事項がありましたが、他にみなさんのほうから何かありませんか。他に何もなければ、これで本日の運営協議会を終わりたいと思います。